

算定基礎届(定時決定)の作成上の留意点

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が実際に受ける報酬とすでに決められている標準報酬月額がかけ離れないように、すべての被保険者に対して、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といい、その届出を算定基礎届といいます。算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までに提出します。

定時決定の対象となるのは、7月1日現在のすべての被保険者です



次のいずれかに該当する方は対象外です。

- 6月1日以降に被保険者となった方
- 6月30日以前に退職(資格喪失日が7月1日以前)した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定または育児休業等(産前産後休業を含む)を終了した際の改定が行われる方

算出した報酬月額より、該当する標準報酬月額を決定します

4月・5月・6月の3カ月のうち、支払基礎日数が17日以上の月に実際に支給された総報酬額を対象月数で割って報酬月額を算出します。

4月の途中で入社した等、入社した月に1カ月分の給与が支給されない場合は、その翌月から算定対象月となるため、5月と6月に支給された報酬の総額を2で割って報酬月額を算出します。



支払基礎日数とは報酬の支給の対象となった日数のことで、月給者は各月の暦日数(日給者・時間給者は各月の出勤日数)が基本となります。欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合等は、就業規則や給与規定等に基づき、事業所が決めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。

短時間就労者(パート)の取り扱い



1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3以上である労働者を短時間就労者(パート)といいます。短時間就労者(パート)は、支払基礎日数によって次の表のいずれかで算出します。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも17日以上	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は17日以上	17日以上ある月の報酬月額の平均額
3カ月とも15日以上17日未満	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額
3カ月とも15日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間就労者(パート)であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が17日以上必要です。

短時間労働者の取り扱い



特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3未満で、①週労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上 ③月額賃金が88,000円以上 ④学生でない のすべてに該当する労働者を短時間労働者といいます。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも11日以上	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は11日以上	11日以上ある月の報酬月額の平均額
3カ月とも11日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間労働者であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が11日以上必要です。

特定適用事業所・任意特定適用事業所の条件等については、日本年金機構ホームページをご参照ください。

安全・安心

ジェネリック医薬品を選択しましょう!

ジェネリック医薬品は、従来の先発医薬品と同等であると国が認めたお薬です。品質、効き目や安全性の厳しい試験をクリアしています。ジェネリック医薬品の使用は、医療費の増大を抑えることにつながります。積極的に使用しましょう。



ジェネリック医薬品にはこんなメリットがあります!

1. お財布にやさしい

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも安く、お薬代を節約することができます。先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えると、お薬代が最大で6割安くなることも! もちろん、お薬の効き目や安全性は先発医薬品と同じです。

2. 飲みやすい

- ジェネリック医薬品には、先発医薬品よりも飲みやすく工夫されたものがあります。
- 成分は同じまお薬を小型化
 - お薬を飲みやすい形へ変更
 - お薬の苦みをコーティングし味を改良 など

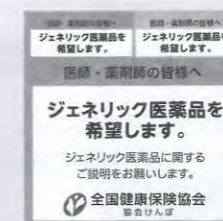
3. 日本の未来のためになる

ジェネリック医薬品を使用することは、医療費の増大を抑え、日本の医療保険制度を維持することにつながります。



ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

- 「ジェネリック医薬品を希望します!」と医師や薬剤師に伝えてください。
- ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼りましょう。シールをご希望の方は、協会けんぽ神奈川支部(☎045-270-8431)までご連絡ください。



(見本)

シールは無料でお配りしています。また、ご希望の方にはジェネリック医薬品の詳細をまとめた小冊子「ジェネリック医薬品Q&A」もお送りします。詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

